

別表1 基準報酬額表1 (一般事務(技術)、専門事務(技術)、研究職に従事する者)

(令和4年4月1日以降適用)

区分		基準報酬額					
(経過年数)		3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上	
一般事務(技術)に 従事する者	月額	130,700	132,000	141,500	152,700	158,200	
	日額	8,060	8,140	8,730	9,420	9,750	
	時間額	1,040	1,051	1,126	1,215	1,259	
専門事務(技術)に 従事する者	大卒者等	月額	157,900	168,400	181,400	190,000	197,500
		日額	9,740	10,380	11,190	11,720	12,180
		時間額	1,257	1,340	1,443	1,512	1,571
	短大3卒者 等	月額	148,700	159,900	166,900	175,500	181,600
		日額	9,170	9,860	10,290	10,820	11,200
		時間額	1,183	1,273	1,328	1,397	1,445
	短大卒者等	月額	136,700	148,700	159,900	166,900	173,400
		日額	8,430	9,170	9,860	10,290	10,700
		時間額	1,088	1,183	1,273	1,328	1,380
研究職	博士課程修了 (大学6卒以上 に限る)	月額	212,100	219,700	227,300	235,100	238,700
		日額	13,080	13,550	14,020	14,500	14,720
		時間額	1,688	1,748	1,809	1,871	1,900
	博士課程修了 (大学6 卒以外)	月額	208,500	215,300	223,600	231,400	235,100
		日額	12,860	13,280	13,790	14,270	14,500
		時間額	1,659	1,714	1,780	1,842	1,871
	その他・高 校卒	月額	130,700	133,100	145,700	156,900	164,000
		日額	8,060	8,210	8,980	9,680	10,120
		時間額	1,040	1,059	1,159	1,249	1,305

- 備考 1 基準月額を適用するのは、契約職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者とする。
- 2 上記1以外の契約職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分の場合は、基準日額を適用し、1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は基準時間額を適用する。
- 3 基準日額は、勤務時間が7時間45分に対応する日額、基準時間額は、勤務時間1時間に対応する額である。
- 4 一般事務(技術)に従事する者に係る経過年数とは、高卒(推定時)後から雇用時まで経過した年数をいうものとし、高卒推定時とは、小卒については卒業6年、高小卒については卒業4年、新中卒については卒業3年、旧中4卒については卒業2年、旧中5卒については卒業1年を経過した時をいう。  
なお、高校生については(経過年数)3年未満の欄を使用するものとする。
- 5 専門事務(技術)に従事する者に係る経過年数とは、正規職員の例により学歴免許等を取得した以降とする。
- 6 獣医師免許所有者のうち昭和53年度以降の大学入学者については、免許取得後の経過年数に3年を加えて適用する。

- 7 大卒者等・短大3卒者等・短大卒者等の適用については、その者の資格を考慮し理事長が決定するものとする。

別表2 基準報酬額表2（相談員の業務に従事する者）

（令和4年4月1日以降適用）

区分	基準報酬額							
		2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 12年未満	12年以上
相談員（養護教諭等）	月額	185,600	198,000	214,400	232,600	248,300	255,300	263,600
	日額	11,470	12,170	13,190	14,360	15,300	15,760	16,230
	時間額	1,480	1,570	1,702	1,853	1,974	2,033	2,094
（経過年数）		3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上	/	
相談員（臨床心理士等）	月額	179,300	190,800	203,800	212,400	219,900		
	日額	11,060	11,770	12,570	13,100	13,560		
	時間額	1,427	1,518	1,621	1,690	1,750		

- 備考 1 臨床心理士等は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定した「臨床心理士」の資格を有する者又は心理学系大学院修士課程修了者とする。
- 2 基準月額を適用するのは、4分の3非常勤職員のうち非常勤職員雇用書に記載された雇用期間が3箇月以上で、かつ1週間当たりの勤務時間が29時間の者とする。
- 3 上記1以外の契約職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分の場合は、基準日額を適用し、1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は基準時間額を適用する。
- 4 基準日額は、勤務時間が7時間45分に対応する日額、基準時間額は、勤務時間1時間に対応する額である。
- 5 経験年数は、正規職員の例により算出した年数とする。

別表3 基準報酬額表3（講師の業務に従事する者）

（令和4年4月1日以降適用）

区分		基準報酬額		
講師（保健福祉大学）		時間額	6,428	
講師（実践教育センター）			講義	演習
	Aランク	90分単価	17,861	10,233
	Bランク	90分単価	15,004	9,895
	Cランク	90分単価	12,305	9,895
	Dランク	90分単価	9,895	9,895

備考 講師（実践教育センター）に係る職員による区分は次のとおりとする。

- (1) Aランク（教授クラス）
  - ア 大学及び短期大学の教授
  - イ 医師の資格を有する者
  - ウ 病院、社会福祉施設、公官署、研究機関等の施設の長にある者
  - エ 病院等の看護部長の職にある者
  - オ 教授する担当科目に関し15年以上にわたり研究し、研究上の業績があると認められる者
  - カ 過去において上記のア、ウ及びエに掲げる職にあった者
- (2) Bランク（准教授クラス）
  - ア 大学及び短期大学の准教授
  - イ 病院等の副看護部長の職にある者
  - ウ 専門学校等の教務主任の職にある者
  - エ 過去において上記のア、イ及びウに掲げる職にあった者
- (3) Cランク（講師クラス）
  - ア 大学及び短期大学の講師
  - イ 病院等の病棟看護師長、教育主任及び教育担当師長
  - ウ 社会福祉施設等の課長、係長
  - エ 専門看護師の資格を有する者
  - オ 過去において上記のア、イ及びウに掲げる職にあった者
- (4) Dランク（助教クラス）
  - ア 大学及び短期大学の助教
  - イ 専門学校等の専任教員
  - ウ 臨床指導者
  - エ その他上記のA～Cランクに含まれない者

別表4 基準報酬額表4（看護学科実習助手の業務に従事する者）

(令和4年4月1日以降適用)

区分		基準報酬額							
〔免許取得後の経験年数〕			2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 12年未満	12年以上
看護学科実習 助手	看護学科 科目担当	月額	168,200	180,400	189,700	200,700	208,200	211,100	213,900
		日額	12,550	13,450	14,140	14,970	15,530	15,740	15,950
		時間額	1,619	1,736	1,825	1,931	2,004	2,031	2,058
	養護教諭 実習担当	月額	185,600	198,000	214,400	232,600	248,300	255,300	263,600
		日額	11,470	12,170	13,190	14,360	15,300	15,760	16,230
		時間額	1,480	1,570	1,702	1,853	1,974	2,033	2,094
実践教育セン ター教員補助	月額	168,200	180,400	189,700	200,700	208,200	211,100	213,900	
	日額	10,370	11,120	11,700	12,380	12,840	13,020	13,190	
	時間額	1,339	1,435	1,509	1,597	1,657	1,680	1,702	

- 備考 1 看護学科科目（助産に関する科目を除く）を担当する看護学科実習助手については、看護師免許取得者で、免許取得後、5年以上の看護に係る実務経験を有する者とする。ただし、大学で看護基礎教育を修了した者においては、免許取得後3年以上の看護に係る実務経験を有する者とする。
- 2 看護学科科目のうち助産に関する科目を担当する看護学科実習助手については、看護師免許及び助産師免許取得者で、免許取得後、5年以上の助産に係る実務経験を有する者とする。ただし、大学で看護基礎教育を修了した者においては、助産師免許取得後3年以上の助産に係る実務経験を有する者とする。
- 3 養護教諭実習を担当する看護学校実習助手については、養護教諭の有資格者とする。
- 4 実践教育センター教員補助に従事する者については、看護師免許取得者で、業務内容に応じ免許取得後3年以上又は5年以上の看護に係る実務経験を有する者とする。
- 5 基準月額を適用するのは、契約職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者とする。
- 6 上記1以外の契約職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分の場合は、基準日額を適用し、1日の勤務時間が7時間45分未満の場合は基準時間額を適用する。
- 7 基準日額は、勤務時間が7時間45分に対応する日額、基準時間額は、勤務時間1時間に対応する額である。
- 8 経験年数は、正規職員の例により算出した年数とする。
- 9 助産師については、免許取得後の経験年数に2年を、短大3卒の看護師については免許取得後の経験年数に1年をそれぞれ加えて適用する。